

GAP取組マニュアル【きのこ（原木）】

1 ほだ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存している。

ポイント

農業生産工程管理をするための基礎的な情報として、ほだ場の位置、面積等の一覧を作ります。

※次のことに取り組みます。

- ① ほだ場の位置、面積等の一覧を作り、管理しやすいようにほだ場番号などの名称を付ける。
- ② 現在所有しているほだ木の生産状況（本数、伐採地、伏せ込み場所、品種）がわかる一覧を作る。

ほだ場台帳							
作成日:							
氏名:							
ほだ場番号	面積 (㎡)	ほだ場住所	原産地 (所有/借地)	伐採地	伏せ込み場所	作物名	ほだ木本数
例A	10	〇×市△町2	所有	〇×市△町	〇×市△町	しいたけ	〇〇株

ほだ場の位置、面積の記録

書類確認：【参考様式① ほだ場台帳、② ほだ場見取図】

2 原木林、伏せ込み場所、ほだ場、きのこ関連施設やその周辺の汚染がないことを確認している。

ポイント 

安全なきのこづくりのため、原木林、ほだ場、きのこ関連施設やその周辺が有害な土や汚水で汚染された地域でないか確認し、また今後も汚染を防ぐように防止策を取ります。

※次のことを確認します。

- ・ 行政による土壤汚染地域通知・指定がないか。
- ・ 原木林、伏せ込み場所、きのこ生産場所、きのこ関連施設及び隣接する土地の使用履歴や現在の用途。

※次のようなことに取り組みます。

- ・ ほだ場は、雨水や散水用水の排水を促すため、必要に応じて素掘り水路を設置するなど、対策をする。
- ・ 大雨時に汚水の流れ込みを防ぎ、速やかに排水する。
- ・ ほだ場が整理・整頓・清掃されており、廃棄物や資材、きのこの残さの散乱がないようにする。

・ 原木伐採地は、以下であることを確認する。

- ① 過去3年以上農薬散布（空中散布）が実施されていない地域であること
- ② 農薬散布があきらかな場合、対象農薬の残留分析を実施し、基準値以下であること

書類確認：【参考様式③ 原木林、伏せ込み場、ほだ場等リスク評価表】

3 使用する水の水源を確認している。また、水源の汚染がわかった場合は改善策をとっている。

ポイント ✓

栽培や収穫、乾燥・加工に使う水を通じて、病原菌が媒介しきのこが汚染される可能性があります。どのような水を使っているかを把握し、汚染の可能性がある場合は、使用の制限や清掃などにより改善を行います。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 発生操作に使用する浸水槽の水やスプリンクラー等を使用して散水を行う場合の水、農薬の希釈などに使用する水の水源の確認を行っている。
河川やため池等の地表水、地下水、水道水のいずれなのかを確認。雨水を一時的に貯めて使用する場合は浮遊物、腐敗臭がないかを確認。
子実体（きのこ）発生以降の水（散水・洗浄に使用するもの）は、水道水もしくは定期的（年1回以上）な水質検査※を受けた水を使用する。
- ② 地表水や地下水を使う場合には、水路やバルブが動物のふん等の汚物や堆肥で汚れていないか定期的に観察をし、汚れていたらきれいに清掃し、今後流れ込まないように改善している。
- ③ 取水地の upstream に畜産施設があるなど汚染の疑いがある場合は、定期的な水質検査※を実施し、大腸菌や有害物質が含まれていないか確認する。
- ④ 乾燥加工施設において（食品製造に直接関係ない目的で使用する場合を除き）、水道水もしくは定期的（年1回以上）な水質検査※を受けた水を使用する。

※本県における食品営業許可申請時に必要な検査項目（水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）の11項目（一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度）の検査



浸水槽の水の水源の確認



水路やバルブの確認

書類確認：【参考様式③ 原木林、伏せ込み場、ほだ場等リスク評価表】
水質検査結果（必要な場合）

4 農薬だけに頼らない防除方法（IPM）を実践している。

ポイント✔

環境と調和の取れた農業生産を行うため、農薬だけに頼らず、その他の防除手段との組合せを行います。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 病害虫が発生しにくい栽培環境づくりに努めている。
（例）・病害虫の発生源となる罹病のほだ木を除去する。
・病害虫に抵抗性がある品種を導入する。
・ほだ場周辺を清掃する。
- ② 病害虫の発生状況を把握した上で防除している。
（例）・ほだ場見回りにより病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う。
- ③ 防除を実施する場合は、農薬とそれ以外の防除方法を組み合わせている。
（例）・生物農薬（天敵等）、性フェロモン剤を使用する。
・防虫ネット、袋掛け、雨よけ栽培等の被覆技術を導入する。
・その他の物理的、耕種的、生物的防除技術を導入する。

〈IPMとは〉

病害虫の発生予察情報等に基づき、耕種的防除（伝染病植物除去や輪作等）、生物的防除（天敵やフェロモン等の利用）、化学的防除（農薬散布等）、物理的防除（粘着版や太陽熱利用消毒等）を組み合わせた防除を総合的に実施し、病害虫の発生を抑制、管理する手法。



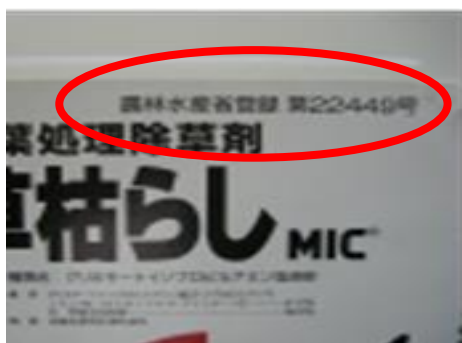
性フェロモン剤の設置

質問での確認：IPMの実施内容

5 農薬はラベルで使用方法を確認し、記載内容を守って使用している。

ポイント ✓

無登録農薬の使用は法令上禁止されています。登録農薬であることを確認し、ラベルの内容に従って農薬を使用します。



登録農薬の確認

(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)

※毎回、次のことを確認します。

- ① 登録農薬である。
- ② 農薬を使用できる農作物である。
- ③ 農薬の使用量を守っている。
- ④ 農薬の希釈倍率を守っている。
- ⑤ 農薬の使用時期が収穫前日数を過ぎていない。
- ⑥ 使用できる有効成分の回数及び総使用回数が超えていない。
- ⑦ 農薬の有効期限を過ぎていない。
- ⑧ 農薬の使用上の注意事項を確認している。



農薬ラベルでの確認

書類確認：【参考様式 ④ 農薬記録簿
⑤ 農薬在庫台帳】

6 農薬は必要な量だけを計って散布液を調製している。

ポイント✔

環境保全のため、農薬の散布液が余ることがないように、必要な量だけを計って散布液を調製します。（経営改善にもつながります。）



計量はかりや容器

（出典：農業ナビゲーション研究所

「GAP取組支援データベース」）

農薬希釈早見表

希釈倍率 (倍)	一定量の希釈液を作るのに 必要な薬量 (gまたはml)		一定の薬量でできる 希釈液の量 (ℓ)	
	10 リットル	100 リットル	100g (ml)	500g (ml)
10	1,000	10,000	1	5
20	500	5,000	2	10
50	200	2,000	5	25
80	125	1,250	8	40
100	100	1,000	10	50
150	67	667	15	75
200	50	500	20	100
250	40	400	25	125
300	33	333	30	150
350	29	286	35	175

農薬希釈早見表を利用

※毎回、次のことを実施します。

- ① 農薬は計量はかりや計量カップなどを使って正確に計量及び希釈する。
- ② 使い切る量だけ用意する。

現地確認：調製器具

質問での確認：農薬調製方法について

7 防除器具は使用前に破損等がないか点検し、使用後には十分に洗浄している。

ポイント ✓

農薬を適用外の作物にかけてしまうのを防ぐため、使用前には防除器具を点検し、破損や汚れがないか確認します。使用後にはしっかりと洗浄し、防除器具内に残液を残さないようにします。

※毎回、次のことを確認します。

- ① 使用前にノズルやホースのゆるみ、ひび割れなど損傷がないか。
- ② 残液で汚れていないか。

※毎回、次のことを実施します。

- ① 使用後は、タンクとホース、ノズル、ストレーナーなどを洗浄する。
- ② 河川や排水路に直接流さないようにする。



ノズルやホースの点検



農薬や洗浄した水は河川や排水路に直接流さない

質問での確認：点検内容

8 周辺作物への農薬飛散(ドリフト)を防止する対策を実施している。

ポイント✔

農薬の使用は適用作物が決められています。農薬散布の際は、農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するために、農薬飛散(ドリフト)対策を行います。

※次のようなことに取り組みます。

- ① ほだ場周辺で栽培されている作物を確認する。
- ② 風向きに注意して散布する。
- ③ 風向きを考慮したノズルの向きやドリフト低減ノズルを使用する。
- ④ 飛散が少ない形状の農薬、散布方法を選択する。
- ⑤ 障壁作物の作付けや飛散防止ネットを張る。
- ⑥ 周辺作物の栽培者に対して、事前に農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について連絡する。



障壁作物の作付け

現地確認：対策方法について

9 周辺住民への影響を考慮して農薬を散布している。

ポイント✔

農薬の飛散により周辺住民等に健康被害が生じないように、注意して農薬を散布します。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 近隣の住宅に影響が少ない天候の日や時間帯に散布する。
- ② 住宅地で農薬を散布する場合、住民へ事前に通知を行う。

質問での確認：対策方法について

10 農薬は適切な環境に保管している。

ポイント✔

農薬は農薬取締法、毒物及び劇物取締法によりその取扱が定められています。安全に保管するため、取扱のルールを守ります。

※農薬は次のようなところに保管する。

- ① 専用の農薬保管庫に保管する。
- ② 鍵がかかっており、鍵の管理責任者を置く。
- ③ 強固なつくりである。
- ④ 毒物・劇物及び危険物は、それらを警告する表示がされており、他の農薬と明確に区分して保管している。
- ⑤ 農薬の飛散や漏れを防ぐため、専用の清掃用具やトレイ等を設置している。

また、農薬保管庫は次のような場所に設置する。

- ① 通気性がある。
- ② ラベルが読める程度の明るさがある。



ガラス戸の棚に保管
しない (×)
【盗難の恐れあり】



鍵のついた
農薬保管庫



危険物の表示
(出典：農業ナビゲーション
研究所「GAP取組支援データ
ベース」)

現地確認：農薬保管庫と農薬の保管状況

12 原木、種菌等資材の安全性を確認し、適切な保管、取扱を行っている。

ポイント ✓

安全なきのこ生産を行うため、産地や原料等が確認できる資材を使用し、汚染防止のため、衛生的に保管します。

※次のことを確認します。

- ① 使用原木の産地・樹種などを確認している。
 - ・自家生産（自己所有、立木購入原木伐採）の場合
原木の樹種名、生産地（伐採地）、伐採日
 - ・玉切り原木（植菌なし）購入の場合
原木の供給者名（原木の産地が明らかであること）、原木の樹種名、生産地名、伐採・玉切り日
 - ・ほだ木（植菌済み）購入の場合
原木の供給者名（原木の産地が明らかであること）、原木の樹種名、種菌名、生産地名、植菌日
- ② 封ろう、スチロール栓の購入先、原料を確認し、適切に管理している。
- ③ 種菌の供給者等を確認し、適正に管理している。
 - ・種名、購入先、購入数量、購入日
 - ・種菌の保管は、直射日光の当たる所や暖房器具などがある温度の高い場所を避け、冷暗所に保管しているか。また、入荷したらできるだけ早く植菌作業に取りかかっているか。
 - ・種菌は農薬や肥料などと同じ場所に保管していないか。
- ④ ほだ木の浸水等で栄養材を使用する場合は、その原材料名または含有成分を把握し、使用基準を遵守し、使用している。
- ⑤ きのこの出荷が制限されている地域からの原木及び資材を使用する場合は、放射性セシウムの汚染リスクを認識し、必要事項を確認している。

書類確認：購入伝票、資材証明書

1 3 種菌の接種時は害菌の侵入を予防している。

ポイント✔

種菌接種時は、害菌侵入のリスクがあります。害菌侵入を予防するために、清潔な状態で作業を行います。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 接種作業に当たっては、手指を清潔に保つ。
- ② 害菌侵入防止のため、雨天時や雨上がり直後の植菌は避ける。

掲示物確認：植菌方法、場内ルール等

1 4 作業者の衛生管理を実施している。

ポイント✔

きのこに直接触れる作業者は、汚染の要因の一つとなりやすいため、作業者の衛生管理や健康管理を行います。



清潔な手袋を使用

(出典：農業ナビゲーション研究所

「GAP取組支援データベース」)

※以下のことを徹底します。

- ① 清潔な作業着や手袋、履物の着用。
- ② 爪は短く清潔にし、手足の傷は手袋等で覆う。
- ③ 手洗いの励行。
- ④ 咳やくしゃみによる飛沫の拡散防止に、マスクを着用する。
- ⑤ 部外者へのほだ場内の衛生ルールの周知。
- ⑥ 作業管理者は、作業者の健康管理に努め、下痢、嘔吐、発熱など感染症が疑われる場合は、きのこに直接触れる作業につかせない。

掲示物確認：手洗い方法、場内ルール等

15 生産場所、関連施設から通える場所に手洗い場やトイレを確保し、清潔に保っている。

ポイント ✓

きのこに直接触れる作業者は、汚染の要因の一つとなりやすいため、衛生的な状態を保てるよう、手洗い設備やトイレを確保します。

※次のことに取り組みます。

- ① ほだ場や各施設から通えるところに手洗い設備やトイレを確保する。
- ② また、これらが汚染源とならないように清潔にする。



手洗い場の設置

(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)



トイレの整備

(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)



トイレ専用の履物

書類確認：【参考様式② ほだ場見取図への手洗い施設、トイレの落とし込み】

16 人工ほだ場などの栽培施設の衛生管理を実施している。

ポイント ✓

きのこを栽培する施設内をきれいに保ち、汚染源となる生物の侵入を防止します。



※次のようなことに取り組みます。

- ① 使わない資材やきのこの残さ、廃棄物を放置せずに、清潔な状態を保つ。
- ② ほだ場やハウス内に野生動物やペットが侵入、生息しないようにする。

ほだ場に廃棄物を放置しない (×)

(出典：農業ナビゲーション研究所

「GAP取組支援データベース」)

現地確認：整理整頓の状態

17 乾燥加工施設・貯蔵施設・出荷作業場の衛生管理を実施している。

ポイント✔

乾燥加工施設・貯蔵施設・出荷作業場での汚染や異物混入を防ぐため、作業場内の整備と、整理・整頓、定期的な清掃などを行います。

※次のような整備に取り組みます。

- ① 衛生的な作業が行える明るさの照明を設置する。
- ② 有害生物が侵入、生息しないような対策を実施する。
- ③ 清掃用品などはきのこと接触しないように離れた場所に置く。

※次のような整理、整頓、清掃に取り組みます。

- ① 1日の作業が終わったら、整理・整頓・清掃（床を掃き作業台を濡れタオルできれいに拭くなど）を行う。
- ② 作業で発生した残さは、室外に出し、適切な方法で処理する。



整理・整頓
(残さの片付け)

(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)



掃除用具はきのこと離して整理

現地確認 : 整理整頓の様子、清掃用品保管の状態
掲示物確認 : 清掃方法マニュアル

18 収穫・運搬・乾燥に使用する機具類を衛生的に管理している。

ポイント ✓

ハサミやナイフ等の器具類、収穫容器や資材を介して、きのこが汚染される可能性があります。整理・整頓・洗浄を行って保管し、衛生的に管理します。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 収穫・運搬・乾燥に使用するハサミやナイフ等の器具類、コンテナ等の収穫容器、えびら等の乾燥容器は定期的な手入れと洗浄を行う。
- ② 収穫容器、ビニルシートやマルチフィルムなどの資材は清潔な場所に置く、箱に入れる、シートを被せるなどにより、汚染を防止する。
- ③ 廃棄物や副産物、非可食部分、危険物のための容器は他と区別し汚染を防止する。



器具類を衛生的に管理



出荷コンテナを衛生的に管理



廃棄物等は分けて管理

(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)

現地確認：整理整頓の様子

書類確認：【参考様式⑭ 収穫～乾燥までのリスク管理表】

19 収穫・運搬・乾燥の時にきのこのこの汚染や異物混入を防止している。

ポイント✔

収穫・調製・選別時には、使用する器具や作業員、傷みのあるきのこのこからきのこのこが汚染する恐れがあります。収穫したきのこのこに農薬や病原菌が付着したり、異物が混入したりしないように対策を実施します。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 収穫に使用するハサミや収穫コンテナ等の道具は、定期的に洗浄し清潔に保つ。
- ② 出荷用車両の荷台を清潔に保つ。
- ③ 感染症（食中毒など）に感染している人は作業に従事しない。
- ④ 収穫調製用の作業台には作業に関係のない物は置かない。
- ⑤ 出荷調製の時は帽子などかぶりものをする。
- ⑥ 包丁やハサミなどの刃物類を使用する時は、作業の前後で数量を確認し、所定の場所に管理する。
- ⑦ トイレ後の手洗い。
- ⑧ 喫煙・飲食は決められた場所で行う。
- ⑨ 傷みやカビなど、食用に適さないきのこのこは収穫時に分別する。



出荷用車両の荷台
はきれいに

（出典：農業ナビゲーション
研究所「GAP取組支援データ
ベース」）



刃物（ハサミなど）
はきちんと管理。

（出典：農業ナビゲーション
研究所「GAP取組支援データ
ベース」）



手洗い

（出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」）

書類確認：【参考様式⑭ 収穫～乾燥までのリスク管理表】
：【参考様式⑮ 刃物類点検表】

20 きのこの貯蔵・輸送時に適切な温度管理を実施している。

ポイント✔

きのこの品質の低下と有害な微生物が繁殖するのを防ぐため、必要に応じて貯蔵・輸送時の温度管理を実施します。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 収穫は、温度が上がらない時間帯に行く。
- ② 収穫後にできるだけ早く冷暗所や予冷庫に入れ、鮮度の維持を図る。
- ③ 予冷庫は定期的に点検し、設定温度を保っているか確認する。
- ④ 予冷庫の天井や壁に結露した水滴がきのこに垂れ落ちないようにする。
- ⑤ 輸送の時に適切な温度が保たれている。運送会社にもこれらの事項を守ってもらうため、明記したもので取り交わしている。



予冷庫に入庫して鮮度保持



予冷庫の温度は定期的に確認

書類確認：【参考様式⑯ 温度管理表】
【参考様式⑰ 運送会社との誓約書】

21 安全で清潔な包装容器、出荷資材を使用している。

ポイント✔

きのこが包装資材を通じて汚染されないよう、包装容器や出荷資材を衛生的に保管し、清潔な状態で使用するようにします。



出荷資材は衛生的に保管

※次のようなことに取り組みます。

- ① 包装容器や包装・出荷資材（パックや段ボールなど）は清潔な場所に置く、箱に入れる、シートを被せるなどにより、衛生的に保管する。
- ② 汚れている場合は洗い、衛生的に保つことができなくなった場合には廃棄する。
- ③ 劣化した資材は異物混入の原因となるおそれがあることから、使用しない。

現地確認：包装容器等の保管の様子

22 きのこと生産活動に伴う廃棄物は適正に処理している。

ポイント✔

きのこと生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施は、法令で義務づけられています。自分で処理ができない場合は、資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託します。

※次のことに取り組みます。

- ① 生産の中で発生する廃棄物（農薬の空容器、農薬や肥料の空き袋、農業用ビニル、有効期限切れの農薬、農業機械）などは地域で決められた方法で処理をする。
- ② 自分で処理ができない場合は、資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託する。
- ③ 菌寄生菌の病理ほだ木は放置せず、適正に処理する。



放置された農薬空容器（×）

（出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」）



農薬空容器の適切な保管

（出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」）

書類確認：【参考様式⑧ 廃棄物リスト】

現地確認：廃棄物保管の様子

23 きのか生産活動に伴う廃棄物を不適切に焼却していない。

ポイント✔

きのか生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却は法令で禁止されています。

認められた廃棄物を焼却できる場合であっても、住居が集合している地域で、悪臭が発生するゴム、ビニル、廃油などを焼却しません。

書類確認：【参考様式⑧ 廃棄物リスト】

24 廃ほだ木、作物残さ等、有機物のリサイクルを実施している。

ポイント✔

環境負荷軽減のため、作物残さ等の有機物のリサイクルを行い、有効活用します。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 作物残さ（未利用有機物）を堆肥化する。
- ② 廃ほだ木は定めた場所に置き、林地、農地の土壌改良材、堆肥などに有効利用する。
- ③ 家畜の飼料や畜舎の敷料などに利用する。

野積みされた作物残さは悪臭や虫が発生し、周辺住民に迷惑をかける可能性があります。また、野生鳥獣を呼び寄せることにもつながります。

現地確認：作物残さの利用について

25 省エネルギー対策を実施している。

ポイント✔

環境保全及び省資源のため、それぞれの営農条件に応じたエネルギーの使用について、常に節減を心がけます。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 機械、器具の点検整備と施設の破損箇所の補修
- ② 適切な温度管理の実施
- ③ 不必要な照明の消灯
- ④ エネルギー効率の良い機種を選択
- ⑤ バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱の利用



農機具の整備

(出典：農業ナビゲーション
研究所「GAP取組支援
データベース」)



ハウスの内張り

書類確認：【参考様式⑨ 省エネルギー対策一覧】

26 燃料を適切に管理している。

ポイント✔

燃料は、近くに火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所で保管し、万一燃料が漏れても河川等に流れ出さないような対策をとります。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 燃料タンクや配管から燃料もれがないか確認する。
- ② 燃料のそばで火気を使用しない。
- ③ 危険物表示を行う。
- ④ 燃料に適した容器を用いる。ガソリンは金属製の容器に入れる。
- ⑤ 専用の場所に保管する。
- ⑥ 消火器を設置する。
- ⑦ 燃料タンクの容量にあった防油堤を設置する。
- ⑧ 燃料が漏れた時の対応策を準備している。
- ⑨ その他、法令を遵守した管理を行っている。



ガソリンは金属製の容器に入れる



消火器の設置



防油堤の設置

現地確認：保管場所、保管容器、危険物表示

27 有害鳥獣等による農業被害防止策を実施している。

ポイント✔

有害鳥獣等（イノシシ、シカ、サルなど）の食害による直接被害や、サルモネラ菌、病原性大腸菌等の汚染を避けるため、ほだ場や作業場等に有害鳥獣等が入らないような対策を取ります。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 有害鳥獣のエサとなるきのこの残さや廃ほだ木等を処分する。
- ② ほだ場周辺の山林や遊休農地を整備し、有害鳥獣の隠れ場や侵入経路を除去する。
- ③ ほだ場周辺にフェンスや電気柵などの侵入防止柵を設置する。



侵入防止柵の設置

現地確認：ほだ場の対策状況について

28 安全に生産作業を行うため、服装や防護具に注意している。

ポイント✔

安全で快適な生産作業を行うため、作業内容に応じて、適正な服装、防護具等を使い分けます。また、作業後は適宜洗浄し、所定の場所に保管します。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 転倒、落下物等の危険性のある場所ではヘルメットを着用する。
- ② 刃物や鋭い突起物等に触れる作業の場合は、作業に適した保護手袋を使う。
- ③ 防除の作業の時には専用の作業衣、防護具を使用する。作業後は防護具を清潔にし、所定の場所に保管する。
- ④ 回転部分のカバーができない機械を使用する場合には、袖口（そでぐち）や裾（すそ）が締まった服装をし、タオル等の巻き込まれやすいものは身につけない。
- ⑤ 伐採及び玉切り等にチェーンソーを使用する場合は、適切な防護具を着用する。（防護ズボン、防振手袋、耳栓等）



草刈用防災面の着用



袖口や裾に注意

現地確認：必要な服装、防護具があるか

29 機械類の保守管理・点検を励行している。

ポイント✔

機械等（チェーンソー、作業運搬車等を含む機械、装置、器具など）を安全に使用するため、安全装備の確認、使用前点検、使用後の整備や適切な管理を行います。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 機械購入時に、形式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認する。
- ② 中古機械を購入する時は、安全装備の状態や取扱説明書の有無を確認する。
- ③ 使用前点検と使用後の整備を行う。
- ④ 安全に出入りができ、機械等の点検・整備が行える格納庫を整備する。
- ⑤ 保管時は、機械等の昇降部を下降させ、施錠し適切に管理する。機械リストを用意し、点検整備の記録を行う。



自主検査票の確認



使用前点検の実施

書類確認：【参考様式⑩ 整備記録】

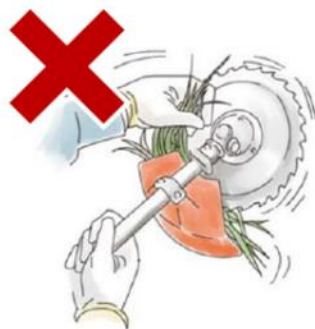
30 機械、装置、器具類を適正に使用している。

ポイント✔

作業事故を減らすため、いつもの作業であっても油断せずに、取扱説明書の使用方法をよく理解して、適正な使用を行います。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 取扱説明書をよく読み、使用方法をよく理解する。
- ② 機械等への詰まりや巻き付き物を除去するときには動力（エンジン、モーター）を停止し、昇降部落下防止装置の固定を徹底する。
- ③ 脚立やはしごを使用する時は足の接地面の安定化を図り、脚立の固定金具は確実にロックする。



機械等への詰まりは
エンジンを停止して

書類確認：取扱説明書

3.1 危険箇所や危険な作業を事前に把握している。

ポイント✔

作業を安全に行い、作業事故を防止するため、ほだ場や関係施設（周辺含む）の危険箇所や危険な作業を把握し、作業事故を起こさないようにルールを決め、関係者でそれを実践します。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 危険箇所や危険性の高い機械作業を年に1回以上把握し、その対策を見取図や文書で取りまとめる。
- ② ①について関係者の中で情報を共有している。



危険箇所の見取図



大径木の運搬作業

書類確認：【参考様式⑪ 危険箇所の見取図、対策一覧】

32 作業事故を減らすため作業環境を改善している。

ポイント✔

危険箇所や危険作業を把握したら、作業事故につながる恐れのある作業環境を改善します。

※次のようなことに取り組みます。

- ① 危険箇所に表示板を設置する。
- ② 路肩の草刈り、軟弱地を補強する。
- ③ ほだ場出入り口の傾斜の緩和や拡幅を行う。
- ④ 高所にすべり止めや手すりを設置する。
- ⑤ 定期的に休憩を取る。



表示板の設置

(出典：農業ナビゲーション研究所

「GAP取組支援データベース」)



路肩の草刈り

書類確認：【参考様式⑪ 危険箇所の見取図、対策一覧】

現地確認：作業環境改善点

33 安全確保のため、危険を伴う作業従事者を制限している。

ポイント✔

適切に行わないと危険を伴う作業（機械作業、高所作業、農薬散布作業）の従事者などに対しては、条件によっては就業を制限します。



※次のようなことに取り組みます。

- ① 酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者には危険作業をさせないようにする。
- ② 高齢者には作業分担をする等の配慮を実施する。
- ③ 1日あたりの作業時間の設定と休憩を取得する。

休憩時間は適宜取る。

現地確認：制限内容について

34 労災に備えた保険に加入している。

ポイント✔

万が一の作業事故などに備え、労働災害保険等に参加します。



※次のようなことに取り組みます。

- ① 作業による死亡やけがに備えた労災保険等に参加する。
- ② 道路等で第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険に参加する。
- ③ 事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険に参加する。

万一の備えは大丈夫？

書類確認：保険証書

35 きのこの生産に係る記録を行い、保存している。

ポイント✓

きのこ生産活動に関する情報を後で確認できるようにするため、きのこの生産に係る内容を記録して保存します。

※次のような事項を記録、保存します。

- ① 原木、種菌等の購入日、量など（購入伝票は保存する。）
- ② 原木、種菌等の使用量
- ③ 原木伐採、植菌（使用種菌も）、伏せ込み、採取、乾燥、選別等の年月日、量、場所等
- ④ 資材の使用・洗浄・消毒等の年月日
- ⑤ 農薬等の購入日、量など（使用しない場合は該当しない）



購入伝票の保存



日々の生産記録を記帳

（出典：農業ナビゲーション研究所

「GAP取組支援データベース」）

書類確認：【参考様式⑫ 作業日誌】

36 きのこの出荷に関する記録を行い、保存している。

ポイント ✓

産地偽装や食中毒など、食品事故が発生した時の危害拡散防止のため、きのこの出荷に関する記録を行います。



出荷伝票の保存

(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)

※以下の記録を行います。

- ① 生産した品目名
- ② 出荷先の名称、所在地
- ③ 出荷年月日
- ④ 出荷量
- ⑤ クレーム対応記録
- ⑥ 食品衛生法上の規格基準に適合するため、検査（残留農薬検査等）を実施した場合の記録

なお、販売を委託している場合（農協等への出荷）、委託先が記録を作成、保存していることを確認する。

書類確認：【参考様式⑬ 出荷台帳】

37 記録は保存期間を設定し、その間保存している。

ポイント✔

食品事故などの問題発生時に備え、作成した記録を一定期間保存します。

※次のことに取り組みます。

- ① きこの出荷記録については、取扱う食品の流通の実態に応じた期間（1～3年間）保存する。
- ② その他の記録（生産記録など）については、取引先からの情報提供の求めに対応するための期間を設定し、必要な期間保存している。



出荷記録等の保存

（出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」）

書類確認：過去の台帳類

38 技術・ノウハウ（知的財産）を保護し活用している。

ポイント✔

登録品種など、他人の知的財産は侵害しないよう適切に使用することが必要です。また、自らが開発した技術、ノウハウ（知的財産）は保護し、活用します。

※登録品種（他人の知的財産）を利用する場合、次のことに取り組みます。

- ① 権利者の許諾を得る。
- ② 自家増殖が禁止されているしいたけ種、ほんしめじ種、はなびらたけ種等を増殖する場合は、権利者の利用許可を得る。

※生産者自らの技術、ノウハウを持つ場合、以下のとおり取扱います。

- ① 権利化、秘匿、公開など知的財産の活用手段を選択する。
権利化：特許権や実用新案権の取得
秘 匿：開発者個人または限られた地域・グループでの利用
公 開：学会での発表、刊行物への掲載、他者に教える。
- ② 技術内容等を文書化する。
- ③ 技術・ノウハウを活用する場合は、販売戦略に照らし合わせて「自ら技術を独占的に使い生産する」「技術を使わせ、その使用料を徴収する。」「技術を使う権利そのものを販売する」のうち適切な手段を選び、技術を使用する範囲を決める。

書類確認：登録品種権利許諾の書類

39 自己点検を行い、不適合な項目を改善している。

ポイント✔

Plan（計画）-Do（実行）-Check（確認）-Action（改善）の一連の流れによる農業生産工程管理（GAP）を実践します。

※次のことに取り組みます。

- ① 県版 GAP のチェックリストをもとに、農場管理ルールを決める。（Plan）
- ② ルールに沿った作業を実践し、取組内容を記録し保存する。（Do）
- ③ ②の記録に基づいて実践したことを自己点検によって検証し、検証結果を保存する。（Check）
- ④ 検証の結果、改善が必要な部分を把握し、見直す。（Action）

年に1回以上、自己点検及び農場管理ルールの見直しを行ったことが分かるように記録を取る。

書類確認：自己点検評価シート

40 ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者を設置している。

ポイント ✓

ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置に関しては、法令に義務付けられています。

※次のことに取り組みます。

- ① 設置時の届け出、落成検査等の実施
 - ・小型ボイラーの設置の際、設置の報告を行う必要があります。
 - ・第一種圧力容器は、設置届、落成検査が必要で、検査に合格すると検査証が交付されます。
- ② 必要な場合は取扱作業主任者の設置
 - ・第一種圧力容器（小型圧力容器等を除く）の取扱いを行う場合、事業者は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会修了者等の有資格者のうちから作業主任者を選任しなければいけません。

書類確認：検査証、作業主任者の表示

41 ボイラー及び圧力容器の自主点検を実施し、記録を保存している。

ポイント ✓

ボイラー及び圧力容器の定期自主検査の記録の保存について、法令に義務付けられています。

※次のことに取り組みます。

- ① 自主定期検査の実施
- ② 自主定期検査の記録、3年間の保存

書類確認：自主点検記録票